

家庭教育に関する学習会事業助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝央町補助金交付規則（平成24年規則第5号）第3条の規定に基づき、家庭教育に関する学習会事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成目的及び助成対象事業)

第2条 この助成金は、PTAをはじめとする社会教育関係団体や生涯学習を目的とする団体・グループが、勝央町と協働して、次に掲げる学習会事業を実施する場合に、必要な経費について、予算の範囲内で助成金を交付する。

(1) 子ども、女性、障がいのある人、外国籍住民・高齢者等、社会的に不利な立場になりやすい人々をとりまく人権の課題、同和問題、平和・環境問題又は個人情報の保護事業

(2) 家庭教育や子育て、今日の子ども達をめぐる様々な課題についての事業

2 前項の事業は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

(1) 4月1日から翌年の3月31日まで

(2) 1回1時間以上であること。

(3) 団体・グループの会員を対象とすること。

(4) 営利を目的とするものでないこと。

(5) 特定の宗教又は政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと。

(6) 公序良俗に反するものでないこと。

(実施主体)

第3条 助成事業の実施主体（以下「助成事業者」という。）は、PTAをはじめとする社会教育関係団体や生涯学習を目的とする団体・グループとする。

(助成対象経費等)

第4条 助成対象経費及び助成対象経費限度額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内において講師に対する謝礼金及び報奨金等とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、学習会事業助成金申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）及び参加者名簿（様式第4号）を添えて、勝央町教育委員会に提出しなければならない。

(助成金の交付の条件)

第6条 助成金の交付の目的を達成するため、助成事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 助成金を交付の目的に反して使用してはならない。

- (2) 助成事業の内容を変更しようとする場合は、事前に学習会事業助成金変更申請書（様式第5号）を提出して勝央町教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（助成事業の内容の変更を伴わず、かつ、助成金の交付の決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合をいう。）をしようとする場合は、この限りでない。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に学習会事業助成金変更（中止・廃止）申請書（様式第6号）を提出し、勝央町教育委員会の承認を受けなければならない。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに勝央町教育委員会に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 前号の規定により、勝央町教育委員会の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を勝央町に納付しなければならない。
- (7) 助成事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
(助成金の交付の決定)

第7条 勝央町教育委員会は、第5条の規定による提出があった場合は、その内容及び補助金の適否等について審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、当該助成事業者へ通知するものとする。

2 勝央町教育委員会は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(遂行状況の報告及び調査)

第8条 勝央町教育委員会は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(助成報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日までのいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第7号）に、事業報告書（様式第8号）、収支決算書（様式第9号）及び参加者名簿（様式第10号）を添えて、勝央町教育委員会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 勝央町教育委員会は、前条の規定により実績報告を受領した場合は、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定するものとする。

(助成金の交付)

第 11 条 助成金の交付は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に交付する。ただし、勝央町教育委員会が必要であると認めたときは、概算払いをすることができる。

- 2 助成事業者は、前項ただし書の規定に基づき、助成金の概算払いの請求をしようとするときは、概算払請求書（様式第 11 号）によって請求しなければならない。

(助成金の返還等)

第 12 条 勝央町教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 助成事業者が偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業の目的を達成し得なかったとき。

(個人情報の保護)

第 13 条 助成事業の実施に当たって知り得た個人情報は、助成事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

- 2 助成事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び勝央町個人情報保護条例（平成 17 年 3 月 31 日勝央町条例第 11 号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(情報の開示)

第 14 条 助成事業又は助成事業者に関して、勝央町情報公開条例（平成 10 年 3 月 12 日勝央町条例第 3 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 9 条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、勝央町教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 26 日教委告示第 1 号)

(施行日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の様式については、当分の間、現にある様式に所要の調整を加えて使用することができる。

別表(第 4 条関係)

◇助成の対象となるもの

補償金：講師に対する謝礼金および一時保育謝礼（下表参照）

※1 団体・グループが 2 以上、助成を受けることも可能ですが、1 団体あたり 30,000 円まで助成となります。（上限）

※当事業は、あくまで経費の一部助成事業であり、必ずしも申請どおり額が助成されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

※一時保育とは、保護者が安心して学習することが出来るよう、講座の時間中、子どもを別室で保育ボランティアグループのメンバーに預けることをいいます。保育ボランティアグループに依頼し、保育場所も確保してください。

区分	1 時間あたりの金額 (税込)	識別
講師	11,500 円	大学教授、中央官庁の局部長、民間の著名専門家 例：臨床心理士、弁護士、医師、ジャーナリストなど
	9,000 円	大学准教授、中央官庁の課長、民間の専門研究員 例：〇〇研究所の所長、NPO 代表など
	7,000 円	大学講師、中央官庁の課長補佐、元市（区）PTA 協議会役員 例：〇〇研究所の所長、NPO 代表など
	4,500 円	団体役員、中央官庁の主任、民間の技術者 例：ボランティアグループのメンバー
本町職員	0 円	
保育	950 円	保育ボランティアグループのメンバー ※必ずグループに所属している方に依頼してください。

【注 1】 座談会形式である学習会の講師や、複数の講師への謝礼金は、基準額の 8 割以内の額とします。また、講師補佐（助手）については、基準額の 5 割以内の額とします。

【注 2】 講師が同一内容の講義等を 2 回以上行う場合は、2 回目以降の謝礼金は減額となります。

【注 3】 原則として、講義 1 回あたりの単価は太字の額になります。ただし、特別の事情がある場合は、当該講師の業務、著名度、他の講師との均衡などを考慮して、単価の幅の範囲内において個々に勝央町教育員会が決定します。この場合、講師に関する資料（プロフィール、講演履歴等）を提出してもらうことがあります。

【注 4】 謝礼金の手取り額は原則として所得税 10.21%を差し引いた額になります。

【注 5】 学習会、一時保育に関わる部屋の使用料は助成対象外です。